

秋田県告示第 1 8 2 号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第 4 号）第57条第 4 項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成29年 3 月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名

湯沢市川連町字野村 5 番地 佐 藤 長 男